宇部市ガス水道局情報紙

すいすいだより

臨時

平成23年(2011年)6月発行
編集・発行／宇部市ガス水道局

[水道事業部]
〒755－0022　宇部市神原町一丁目8番3号
電話0836(21)2171(代表)　FAX0836(21)2172
E-mail：ubesuido@ymg.urban.ne.jp
URL：http://www.ymg.urban.ne.jp/home/ubesuido/index.htm

[ガス事業部]
〒755－0027　宇部市港町一丁目14番35号
電話0836(31)0141(代表)　FAX0836(31)0201
E-mail：info@ubegas.jp
URL：http://www.ubegas.jp

元気にジャンプ!
宇部市90周年

水道料金減額制度の資格要件が変更になります

水道料金減額制度は、生活保護世帯、母子世帯（平成23年7月以降「ひとり親世帯」）、高齢者世帯における料金負担の軽減を目的とするもので、申請により水道料金のうち基本料金を2カ月につき945円（税込）減額する制度です。平成23年7月以降の受付分から、対象となる資格要件の一部が変更になります。

減額の対象となる世帯

市内に居住し、水道メーター口径13㎜を使用し、下記のいずれかの世帯に該当する場合は、申請により水道料金を減額します。
ただし、水道を使用している場所が2つ以上ある場合は、居住分のみが減額対象です

生活保護世帯
◆生活保護費を受給されている世帯

ひとり親世帯
◆児童扶養手当を受給されている世帯

高齢者世帯
◆世帯全員が65歳以上で、かつ、前年度にかかる市県民税が非課税の世帯

申請の方法

印鑑及び下記の証明書類を水道事業部営業課までご持参の上、申請してください。
なお、郵送される場合は、事前にお問い合わせください。
【受付時間】　8：30～17：15（土日・祝日・年末年始の休日を除く）

生活保護世帯
◆生活保護費受給者証の写し

ひとり親世帯
◆児童扶養手当証書の写し

高齢者世帯
◆世帯全員の住民票（謄本）及び市県民税課税証明書の原本若しくは写し

有効期間

申請日以降の水道料金から減額します。有効期間は一年間です。ただし、有効期間内でも資格要件を喪失した場合は、減額を終了させていただきます。
なお、資格要件が変更となった場合又は転居された場合は、改めて申請手続きが必要となります。

現在適用されている方

現在適用されている方には、有効期間が終了する2カ月前に、文書によりご案内をいたします。

※ご不明な点がありましたら営業課調定係（☎21－2295）までお問い合わせください。

東日本大震災の応援給水活動

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う断水地域への応援給水活動のため、日本水道協会からの要請を受け、山口県内の水道事業体とともに、宮城県の仙台市と多賀城市へ職員を派遣しました。

◆派遣期間：平成23年3月14日～平成23年4月12日
◆派遣職員：宮城県仙台市…4名、宮城県多賀城市…4名
◆派遣車両：給水タンク車…1台（2ﾄﾝ車、加圧機能あり）、小型貨物車…1台

宮城県仙台市

【第1班：平成23年3月14日～3月22日】

【第2班：平成23年3月20日～3月27日】

宮城県多賀城市

【第3班：平成23年4月1日～4月12日】

窓口業務の体制が変わりました!

営業課窓口係

平成23年4月1日から、お客様サービス向上のため、営業課窓口係で、水道料金の確認とお支払いが、同時にできるようになりました。

ホームページが新しくなります♪

平成23年6月1日㈬から水道事業部のホームページが新しくなります。お客様により見やすく、より分かりやすくなるよう、デザインや構成を見直しました。今後とも、内容の充実に努めてまいりますので、ぜひご利用ください。

【URL】http://www.ymg.urban.ne.jp/home/ubesuido/index.htm

宇部市水道ビジョンを策定・公表

「宇部市水道ビジョン」は、厚生労働省が平成16年6月に発表した「水道ビジョン」の方針を踏まえ、現状と将来の見通しを分析し目指すべき宇部市の水道の将来像を描き、その実現に向けた施策及び方策などをまとめたもので、平成23年度から平成27年度までを第二期第一次として策定しています。詳細は、宇部市ガス水道局水道事業部ホームページに掲載しています。

宇部市水道ビジョンの仕組み

現状と課題 → 目標① 安心：安全で安心できる水道
目標② 安定：いつでも利用できる水道
目標③ 満足度：お客さま満足度の向上と信頼性の確保
目標④ 持続：水道の運営基盤の強化
目標⑤ 環境：環境・エネルギー対策
目標⑥ 貢献：水道分野における調査・研究への協力
→ 事業計画 → 事業実施

給水装置の維持管理

給水装置とは？

道路に埋設してある配水管の分岐からお客様の蛇口までの給水管や温水器などの水道の設備のことを給水装置といいます。水道メーター以外の給水装置は、お客様の財産です。給水装置の破損などの修理は、お客様の負担で行っていただくことになります。日頃から、漏水のチェックをされるなどして適切に管理しましょう。

受水槽や高置水槽の管理

受水槽や高置水槽などでは、管理が十分でない場合、水が汚れる可能性があります。安全で安心な水の確保のため、清掃や検査など適正な管理をしましょう。

給水装置の新設・改造について

給水装置の新設や改造工事については、指定給水装置工事事業者に依頼してください。

※指定給水装置工事業者又はその他ご不明な点がありましたら工務課給水装置係（☎21-2405）までお問い合わせください。

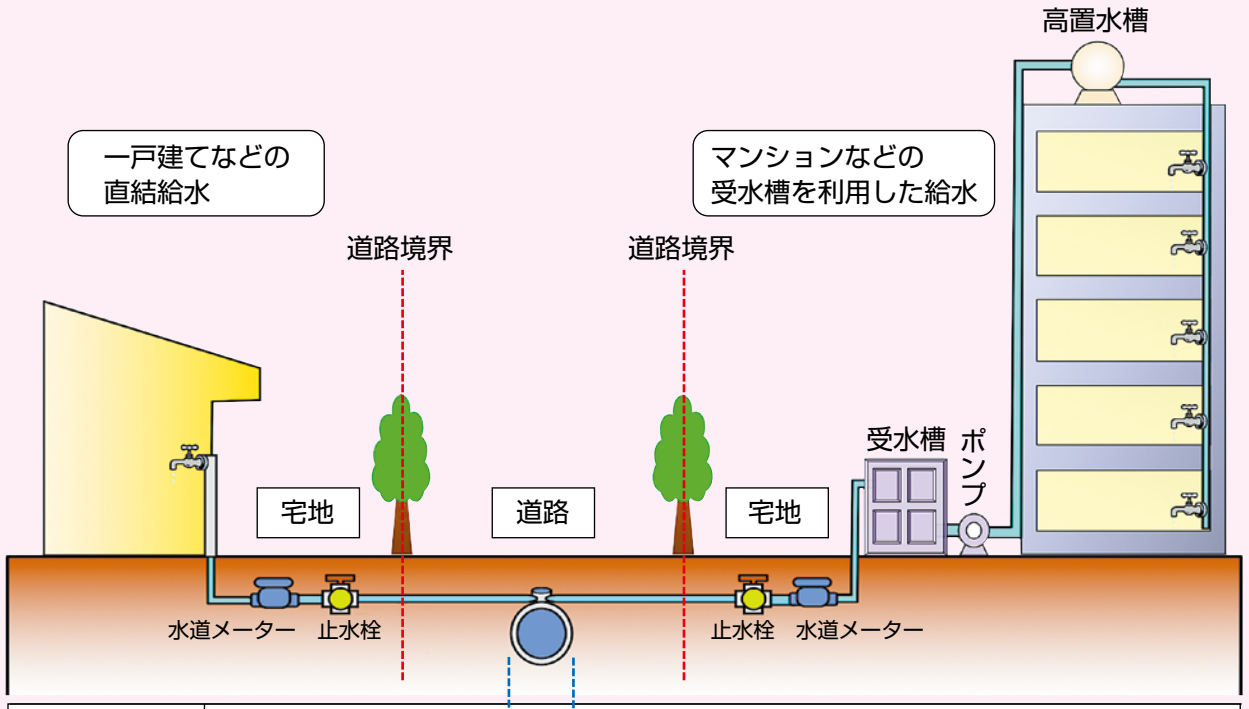

施設	給水装置	配水管	給水装置
財産	お客様（ただし水道メーター除く）	水道事業部	お客様（ただし水道メーター除く）
維持管理（※）	お客様（ただし水道メーター除く）	水道事業部	お客様（ただし水道メーター除く）

※公道に埋設してある給水管の漏水修理は、水道事業部の負担で行います。ただし、工事などによる破損の場合は、原因者の負担となります。

平成23年度予算

おもな事業

- ●水源かん養基金へ積立
- ●浄水場施設改良工事
- ●配水管の耐震化を進めるための布設替工事
- ●水道未普及地域の配水管整備（楠地域）

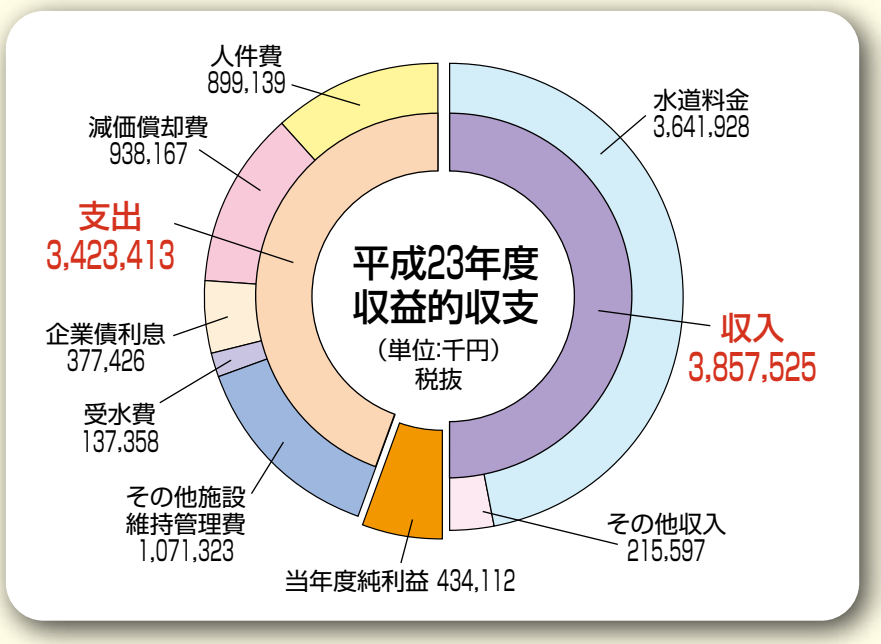

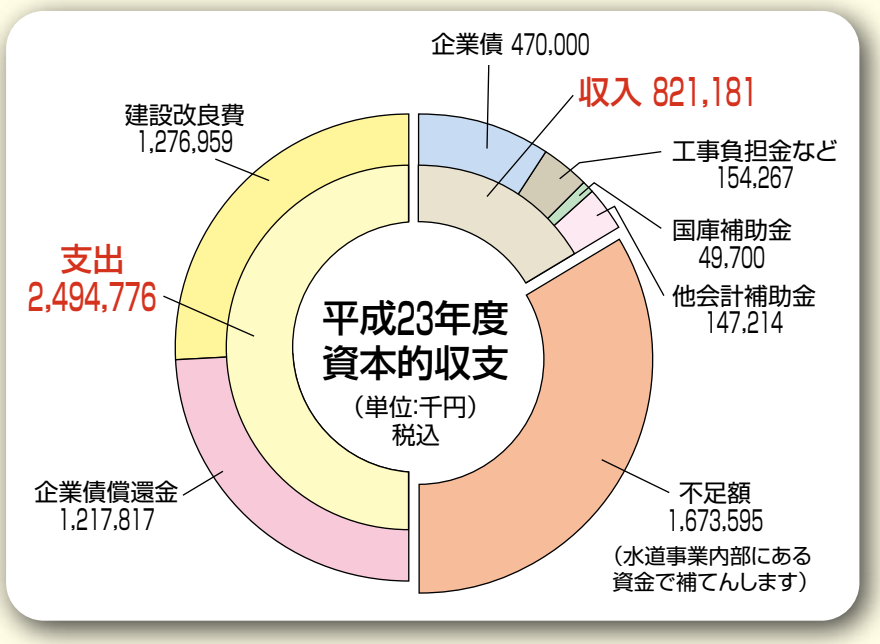

収益的収支とは…1年間の営業活動による収入と、これに対応する支出のことです。水道料金がおもな収入で、安全な水を供給するために必要な経費がおもな支出です。

資本的収支とは…安全な水を供給するために必要な施設の建設改良の費用や今まで借り入れた資金の返済とその財源の収支です。